

## 外来医療計画の検討状況について

令和元年10月28日  
島根県健康福祉部医療政策課

## 第1 外来医療計画の考え方

地域医療構想の推進に当たっては、地域ごとの医療ニーズに関するデータが整備されているが、外来においても、地域ごとの適切なデータを可視化し、開業に当たっての有益な情報として提供することで、個々の医師の行動変容を促すもの

## 第2 外来医療計画基本事項

1. 保健医療計画の一部として策定。計画期間は、初回2020年から2023年までの4年間、以降3年ごとに策定
2. 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する方針及び取組を記載
3. 医療機器の効率的な活用のための共同利用等の方針等を記載
4. 協議の場の設置

## (1) 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する方針及び取組(基本事項2)

## ① 情報の可視化

## a 外来医師の偏在・不足状況

国が示す「外来医師偏在指標」を参考としながら偏在状況を可視化

暫定外来医師多数区域：松江、出雲、大田、浜田

なお、上記各区域においては、区域内の診療所配置状況、外来医療機能（以下のb）などを勘案し、外来医師が不足している地域を明確化する。

## b 地域で必要な外来医療機能

県内7医療圏域でそれぞれ外来医療について分析し必要な医療機能を明示

ア 夜間や休日等における地域の初期救急医療の提供体制

イ 在宅医療の提供体制

ウ 産業医・学校医・予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制

エ その他の地域医療として対策が必要と考えられる外来医療機能

## ② 新規開業者の届出の際に求める事項の設定

外来医師多数区域における新規開業者に求める事項について、地域で必要な外来医療機能の分析を基に設定

## (2) 医療機器の効率的な活用のための共同利用等の方針(基本事項3)

医療機器の効率的な活用を図るため、区域ごとに共同利用の方針を決め、医療機関が新規に医療機器を購入する場合は、共同利用計画書の提出を求め、協議の場において確認を行う

## (3) 協議の場の設置(基本事項4)

外来医療に関する協議の場を、圏域の地域医療構想調整会議とし、地域の医療関係者等と協議を行い、地域ごとに方針決定できるようにする